

一般社団法人日本林業技士会 定款第5条による代表会員選出規程

(代表会員選出の根拠)

第1条 一般社団法人日本林業技士会(以下、技士会という。)定款第5条第2項に定める代表会員の選出及び付帯する事項については、この規程による。

(代表会員の定数及び支部等への配分方法)

第2条 代表会員の定数は、20名以上40名以内とする。

2 前項に定める定数の配分で、理事会の全理事を代表会員とする。

3 第1項に定める定数の配分については、支部(別表の道府県に置かれている支部をいう。)及び本部(定款28条に基づき設置する事務局)及び支部の置かれていない都県をいう。以下同じ。)にそれぞれ代表会員各1名を、中部、近畿、四国支部については、さらにそれぞれ代表会員各1名を割当てる。

4 必要に応じて、代表会員を当該年の4月末日現在における正会員の総数と、支部及び本部それぞれに所属する会員数との比例計算より算出された数を割当てることのできるものとする。

(代表会員の選出方法等)

第3条 代表会員の選出に当たって、公平かつ民主的な方法で正会員の意見が反映されるよう努めるものとする。

2 支部においては、支部総会又はそれに準ずる決議機関において選出した代表会員を、また本部においては、技士会の代表理事である会長(以下、会長という。)の指示により事務局が選出した代表会員をそれぞれ理事会において承認する。

(代表会員の任期)

第4条 代表会員の任期は、選出された事業年度の4月1日から2年間とし、再選を妨げないものとする。

2 代表会員に欠員が生じた場合に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表会員権の委任)

第5条 代表会員は、総会における議決権その他の権利を他の代表会員、又は総会議長あて委任状を提出することができる。

(公告)

第6条 会長は、選出された代表会員氏名を（一社）日本林業技士会のホームページにおいて公告する。

（費用負担）

第7条 代表会員の総会出席に要する旅費その他の費用については、これを負担しない。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、令和7年4月1日から施行する。